

(4) 公益財団法人とつとり県民活動活性化センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和3年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
5人	18,380千円	3,781千円	5,760千円	27,921千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
306,325円	369,349円	48歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		初任給	備考
一般職	大学卒	177,000円	行政職給料表1級23号給（県職員より6号下位）
	高校卒	一円	制度なし

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		大学卒	一円	一円	一円	
一般職	高校卒	一円	一円	一円	一円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

## 5 職員手当の状況（令和4年4月1日現在）

区分	内訳					
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給割合〕					
	区分	期末手当	勤勉手当			
	6ヶ月期	1.20 月分 ( 0.655 )	0.76 月分 ( 0.395 )			
	12ヶ月期	1.20 月分 ( 0.655 )	0.76 月分 ( 0.395 )			
	計	2.40 月分 ( 1.31 )	1.52 月分 ( 0.79 )			
※ ( ) 内の数値は、再雇用職員の支給割合						
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有						
〔令和3年度実績〕						
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額				
5,759,990 円	5 人	1,151,998 円				
退職手当	〔支給率〕					
	退職金の支給は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。					
〔令和3年度実績〕						
支給実績なし						
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔令和3年度実績〕					
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額			
	826,012 円	4 人	206,503 円			

区分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	一般職	66,500 円
[令和3年度実績]			
		1人当たりの平均支給月額	58,188 円
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び 同相当職は右のとおり。 イ 子	6,500 円 8級：3,500円 9級：支給しない 9,200 円
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある子	1人につき 5,000 円を加算
[令和3年度実績]			
		1人当たりの平均支給月額	24,900 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超える 家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者 イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給 借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		1人当たりの平均支給月額	26,917 円

区分	内 容						
	対象職員	支 給 月 額					
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用 し、または自動車 等を使用して通勤 している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期 間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>				
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円 から 50,100 円の範囲内で支給				
		ウ 特別急行列車等 利用	1か月の特別急行料金等の3分の2 の額を加算(高速自動車国道等特別 料金等については2万円を限度)				
		エ 駐車料金を負担 している場合	(駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車 場として勤務地の敷地等を利用する場合 に、当該利用に係る1月当たりの職員負 担額が5,000円を超えることとなると理 事長が認める勤務地に勤務する職員に支 給(1月当たり1,000円を上限とす る。)  《指定勤務地》				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務地</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部とっとり創 生支援センター (とっとり県民 活動活性化セン ター西部支部)</td> <td>米子市糀町1丁目160 鳥取県西部総合事務 所内</td> </tr> </tbody> </table>	勤務地	所在地	西部とっとり創 生支援センター (とっとり県民 活動活性化セン ター西部支部)	米子市糀町1丁目160 鳥取県西部総合事務 所内
勤務地	所在地						
西部とっとり創 生支援センター (とっとり県民 活動活性化セン ター西部支部)	米子市糀町1丁目160 鳥取県西部総合事務 所内						
			(パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤 手当をともに受けている職員が、公共交通 機関の利用に伴って駐車場を利用し、 駐車料金を負担することを常例としている 場合に、当該駐車料金に相当する額を 支給(1月当たり3,000円を上限とす る。)				
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月當 たり3往復程度参加することを想定した 通勤手当を支給				
	〔令和3年度実績〕						
		支給総額	支給職員数				
		937,100 円	5 人				
			1人当たり 平均支給月額				
			15,618 円				

## 6 役員の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	100,000 円		
常務理事	315,600 円	6月期 0.655月分 12月期 0.655月分	兼事務局長（県からの再雇用職員）
非常勤理事	20,000 円		理事会等の出席1回当たりの金額
非常勤監事	20,000 円		理事会等の出席及び監査1回当たりの金額

〔令和3年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
5,572,655 円	1人	464,388 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,660,000 円	9人	15,370 円

## 7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	177,000円	174,400円	給料表の改正に伴う変更
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.200月分 (0.655) 勤勉 0.760月分 (0.395) 12月 期末 1.200月分 (0.655) 勤勉 0.760月分 (0.395)  ※（ ）内の数値は、再雇用職員の支給割合	6月 期末 1.215月分 (0.655) 勤勉 0.770月分 (0.395) 12月 期末 1.185月分 (0.655) 勤勉 0.750月分 (0.395)  ※（ ）内の数値は、再雇用職員の支給割合	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和4年4月1日